

平成27年度 行政監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成28年3月30日

別海町長 水 沼 猛

行政監査実施期間 平成27年 9月 1日から9月15日  
結果報告書提出日 平成27年10月20日

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】 検討又は改善の内容
<p>(1) 別海町公団営農用地開発事業負担金等徴収条例</p> <p>各条例は議会に諮られ、必要と認められて制定されたものであるが、時間の経過又は事業の完了等により、既に目的を終えていると認められる条例が一部に見受けられたので、廃止されたい。</p>	<p>【農政課】</p> <p>指摘のとおり、本条例は、債権の全額が平成25年度をもって消滅しており、今後本条例を行使すべき事案は発生しないものと考えられるため、平成27年12月開催の町議会定例会に廃止条例議案を提出し、可決されました。</p>
<p>(2) 別海町営住宅条例</p> <p>町の債権に関する事務の適正化等を図ることを目的に、別海町債権管理条例（平成27年3月12日別海町条例第1号）が制定され、債権に対し、統一的な見解の下処理しようとしているが、本条例制定に係る法解釈と異なる考えにより公債権と私債権の区分をしている事例が見受けられたので、改善されたい。</p> <p>監査委員は、条例そのものの監査はできない（行政実例S26.9.21）と解されているが、本町が定める条例の見解に不整合が生じている状況であり、改善するよう意見を述べる。</p>	<p>【管理課】</p> <p>別海町債権管理条例の制定より、住宅使用料については私債権（民法第169条）に区分されていることから、現行の別海町営住宅条例第18条に規定する「延滞金」を「遅延損害金」と改め、その利率についても民法第404条に規定する割合に改正するため、平成27年12月議会において一部改正条例議案を提出し、可決されました。</p>